

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千百十円」を「五万七千九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

別表中

六、一三〇円	七、八九三元	九、五二〇円	一〇、七六三元
五、一七〇円	六、一四八円	六、八三八円	七、九九五円

一一、六二〇円	一二、三六三元
八、八八八円	九、三五〇円

を

六、一六〇円	七、九二三円	九、
五、一九五円	六、一七五円	六、

五五〇円	一〇、七八八円	一一、六三三元	一二、三七五円
八六〇円	八、〇一三元	八、八九八円	九、三六〇円

に改め、同表の

備考第二号(一)中「卒業した」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の備考第二号(一)の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた

公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。